

各 位

会 社 名 藤倉コンポジット株式会社
代表者名 代表取締役社長 森田 健司
(コード番号 5 1 2 1 東証第1部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 植松 克夫
(TEL. 0 3 - 3 5 2 7 - 8 1 1 1)

第140期有価証券報告書の提出期限延長 に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、2019年6月27日開催の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書の提出を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書

第140期有価証券報告書(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

2. 延長前の提出期限

2019年7月1日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2019年7月29日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2019年5月24日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、内部通報を契機として、当社コンプライアンス担当部署が、当社と利害関係のない曾我法律事務所の協力を得て、関係者へのヒアリング、資料及びメールの検証など社内で調査を進めた結果、当社連結子会社である杭州藤倉橡膠有限公司及び安吉藤倉橡膠有限公司(ともに中国・浙江省)において、本来は費用計上すべき一部経費が計上されていない等の会計処理が行われていた可能性があることが判明いたしました。これを受け、より客観的な調査を行うため、2019年5月24日開催の取締役会において、特別調査委員会を設置し、調査を開始することを決議しました。

特別調査委員会(委員長 谷友輔(弁護士 曾我法律事務所)、委員 住田尚之(弁護士 同)、委員 金子広行(公認会計士・税理士 同)、委員 劉華(中華人民共和国律師 北京德和衡(上海)律師事務所)の4名、2019年6月26日に調査報告書を提出)の調査では、過去のデータ、デジタル・フォレンジックにより復元した電子メールデータ及びこれに添付のデータをキーワード検索の上でのデータチェッ

ク、範囲を広げての関係者のヒアリング、会計データ及び関連資料の閲覧及び検討を行っていただきました。調査報告書につきましては、2019年6月26日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしました。

調査報告書をもとに、過去に提出した有価証券報告書のうち過年度の連結財務諸表の訂正を行うか検討を進めた結果、訂正が必要と判断いたしましたものの、訂正が第140期有価証券報告書の法定提出期限である2019年7月1日までに完了せず、合わせて会計監査人による追加的な監査手続が必要なため法定提出期限までに監査報告書を受領できず、法定提出期限までに第140期有価証券報告書を提出できない見込みとなりました。

以上のとおり、金融商品取引法第24条第1項の提出期限までに第140期有価証券報告書を提出できないこととなりましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に基づき、当該有価証券報告書の提出期間について承認申請を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限に係る申請が承認された場合、速やかにお知らせいたします。

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛け致しますこと、深くお詫び申し上げます。

以 上